住所　神戸市須磨区高倉台２丁目８番６号
　李貞順　昭和３年８月11日生
　韓洋一　昭和24年１月22日生
　韓舜植　昭和28年５月９日生
住所　神戸市須磨区大手町３丁目１番58号
　薛海若　平成３年７月28日生
住所　神戸市灘区大和町１丁目２番10―303号
　鄭紗和　昭和55年10月11日生
住所　神戸市中央区筒井町３丁目10番17―902号
　李仁美　昭和53年10月13日生
住所　神戸市長田区浜添通５丁目２番１号
　張達二　昭和20年10月22日生
住所　神戸市垂水区青山台６丁目１番11―517号
　金テル子　昭和19年６月１日生
住所　神戸市兵庫区下祇園町32番18号
　卞野　昭和57年１月26日生
住所　神戸市垂水区舞多聞西４丁目７番16号
　朱斫治　昭和48年10月８日生
住所　神戸市長田区房王寺町３丁目10番３号
　朴範子　昭和52年11月27日生
住所　兵庫県芦屋市大東町11番17―503号
　孫京美　昭和48年４月14日生
住所　兵庫県芦屋市平田町２番７―608号
　宋禮妃　昭和43年３月13日生
住所　兵庫県西宮市甲子園町18番１―209号
　洪裕之　平成２年11月３日生
住所　兵庫県三田市武庫が丘８丁目11番地２
　テレーザ・キオコ・ミウラ　昭和32年８月31日生
住所　兵庫県川辺郡猪名川町旭ケ丘１番地361
　朴伸代　昭和35年６月22日生
住所　兵庫県伊丹市西台１丁目７番８―603号
　金和　昭和61年12月12日生
住所　兵庫県宝塚市高松町15番13号
　劉瞳　平成元年３月７日生

○農林水産省告示第九十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年一月二十二日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年一月二十二日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

住所　兵庫県伊丹市高台５丁目28番地
　徐元子　昭和９年２月14日生
住所　兵庫県尼崎市道意町４丁目42番地
　尹民煥　昭和37年10月21日生
　韓鮮華　昭和47年11月30日生
　尹喜燦　平成12年３月26日生
　尹愛菜　平成17年４月21日生
住所　兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目９番３号
　李弘智　昭和24年５月12日生
　崔英子　昭和26年12月25日生
　李裕仁　昭和57年９月４日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目19番11号
　孫龍男　昭和39年10月17日生
　安百合枝　昭和40年６月３日生
　孫美咲　平成４年２月７日生
　孫雄大　平成８年６月１日生
住所　兵庫県姫路市大塩町汐咲２丁目24番地
　金祐子　昭和40年１月９日生
住所　兵庫県加古川市平岡町高畑545番地１
　李竜太　昭和56年５月16日生
住所　東京都中野区東中野１丁目32番１―Ｂ304号
　龍香珍　昭和59年３月11日生
住所　東京都足立区梅島２丁目18番13―302号
　朴史峰子　昭和61年12月６日生
住所　東京都世田谷区駒沢３丁目９番３号
　ゴリ・アレクシ　昭和50年４月３日生
住所　東京都足立区宮城１丁目１番23―210号
　鄭生　昭和52年９月29日生
住所　京都市南区東九条河西町12番地４
　金恒夫　昭和33年５月７日生
住所　京都市南区東九条南山王町１番地１
　呉育子　昭和45年４月13日生

○農林水産省告示第九十二号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年一月二十二日　農林水産大臣　林　芳正

表ワクチン（シーエルロット製剤）の部中

「豚ストレプトコッカス・スイス（２型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	369,300	20,300	11	11	2	
豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症（粗精製トキソイド）・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	388,600	20,300	11	10	2	
」						
を						
「豚ストレプトコッカス・スイス（２型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	369,300	20,300	11	11	2	
」						
に、						
「犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症（部分精製赤血球凝集素）混合不活化ワクチン（シード）	453,400	20,300	65		5	
」						
を						
「犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症（部分精製赤血球凝集素）混合不活化ワクチン（シード）	453,400	20,300	65	17	17	5mL未満の場合
」						
に						
「						5mL以上の場合
」						
を						2

改める。

○農林水産省告示第九十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年一月二十二日　農林水産大臣　林　芳正

ただし書中「㈨5まで」を「㈨6まで」に改める。

(140)を(141)とし、㈤7から(139)までを一ずつ繰り下げ、㈤6の次に次のように加える。

㈤7　豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症（粗精製トキソイド）・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）